

## 「旭区寄り添い型生活支援事業業務委託」契約結果

旭区寄り添い型生活支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 旭区寄り添い型生活支援事業業務委託
- 2 委託内容 生活保護受給世帯や経済的に困窮し最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある世帯など養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習を支援を行う。
- 3 契約の相手方 株式会社キズキ
- 4 契約金額 11,845,152円
- 5 契約日 令和3年4月1日

### 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社キズキ	291	1
A社	278	2

### 7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時及び開催場所	令和3年1月18日 午前8時45分～午前11時30分 旭区役所外部会議室	
評価委員出席状況	評価委員4名出席(全評価委員5名)	充足率4/5
事務局	旭区こども家庭支援課	

※ 評価基準は別紙のとおり

### 8 問い合わせ先

担当:旭区こども家庭支援課 真栄田、川瀬  
電話:045-954-6151  
FAX:045-951-4683

## 旭区寄り添い型生活支援事業業務委託 提案書評価基準

評価の項目 ( )配点	評価対象 (参照様式)	配点		評価の着眼点	評価	
提案者の概要・ 事業実績 (5)	提案者の概要・ 事業実績 (様式4:提案者の 概要・事業実績)	5	A	(5)	・子ども及び子育て家庭への支援活動について十分な実績がある。	
			C	基本 (3)	・子ども及び子育て家庭への支援活動について実績がある。	
			E	(1)	・子ども及び子育て家庭への支援活動について実績が不十分である。	
業務実施方針 (25)	小学生、中学生の 現状や、彼らが抱 える課題やニーズ についての理解度 (様式5:業務実施 方針)	10	A	(10)	・(B)に加え、旭区の特性や課題やニーズを十分に理解している。	
			B	(8)	・現在までの法人の活動実績に基づき、現状の課題やニーズを理解している。	
			C	基本 (6)	・本事業の対象者を取り巻く社会情勢の現状や、対象者が抱える課題やニーズについて理解している。	
			D	(4)	・現状や課題やニーズについて一部理解が不十分な点がある。	
			E	(2)	・現状や課題やニーズについて理解が不十分である。	
	解決に向けた方向 性及び実施方針 (様式5:業務実施 方針)	15	A	(15)	・(B)に加え、旭区の対象者へ対応した、具体的な解決への方向性及び実施方針が示されている。	
			B	(12)	・法人の実績に基づき、具体的な解決への方向性及び実施方針が示されている。	
			C	基本 (9)	・本事業の目的及び内容を理解し、解決に向けた方向性及び実施方針が示されている。	
			D	(6)	・目的及び内容について、一部理解していない部分がある。	
			E	(3)	・目的及び内容を全く理解していない。	
業務実施内容と 実施手法 (40)	企画内容の妥当 性(様式6:業務実 施内容と実施手 法)	20	A	(20)	・(B)に加え、旭区独自の課題に対応した企画内容が示されている。	
			B	(16)	・生活支援・学習支援に関して、法人独自の企画内容が示されている。	
			C	基本 (12)	・生活支援・学習支援に関して、要綱の内容を盛り込んで示されている。	
			D	(8)	・支援要素の一部が欠けている。 ・妥当でない内容が含まれている。	
			E	(4)	・企画内容の妥当性に欠ける。	
	企画内容の実現 性(様式6:業務実 施内容と実施手 法)	20	A	(20)	・将来にわたって発展が見込まれる内容が示されている。	
			B	(16)	・継続的に実施可能な内容が示されており、実現性も高い。	
			C	基本 (12)	・企画内容に具体的な方法や手順が示されており、実現性がある。	
			D	(8)	・実現には課題がある。	
			E	(4)	・具体性がなく、実現性に乏しい。	

評価の項目 ( )配点	評価対象	配点		評価の着眼点	評価	
業務実施体制 (15)	実施組織 (様式7:業務実施体制)	10	A	(10)	・法人としてのバックアップ体制が確立している。 ・常勤1名が確保されている。 ・職員に対し、教育・研修の機会が充分にあり、妥当な内容である。	
			B	(8)	・常勤1名が確保されている。 ・職員に対し、教育・研修の機会があり、妥当な内容である。	
			C	基本 (6)	①実現性の高い人材確保の考え方(資格・経歴)が示されている。 ②職員への教育・研修の機会について、実現性の高い計画が立てられている。	
			D	(4)	・①②のどちらかが、欠けている。または、内容が不十分である。	
			E	(2)	・事業実施に十分な人材確保の考え方が示されていない。	
	個人情報の取扱い (様式7:業務実施体制)	5	A	(5)	・法人内部での個人情報取扱いの研修実績がある等、情報管理を組織的に取り組んでいる。	
			B	(4)	・法人内部で個人情報取扱いについての規程を作成している。	
			C	基本 (3)	・個人情報取扱いの基礎的な考え方について理解している。	
			D	(2)	・個人情報取扱いの基礎的な考え方について、一部理解が不十分である。	
			E	(1)	・個人情報取扱いについて、全く理解していない。	
業務管理運営体制 (15)	業務管理運営体制 (様式8:業務管理運営体制)	10	A	(10)	・関係各所との連携の重要性を非常に理解しており、事故等の防止に対する考え方や取組が非常に具体的で妥当なものである。	
			B	(8)	・関係各所との連携の重要性を理解しており、事故等の防止に対する考え方や取組が具体的で妥当なものである。	
			C	基本 (6)	・関係各所との連携の重要性を認識しており、事故等の防止に対する考え方や取組について考えられている。	
			D	(4)	・関係各所との連携の重要性を一部認識しておらず、事故等の防止に対する考え方や取組について不十分である。	
			E	(2)	・関係各所との連携の重要性を認識しておらず、事故等の防止に対する考え方や取組について考えられていない。	
	収支予算 (様式9:収支予算書)	5	A	(5)	・法人としてのバックアップがあり、財政基盤が安定した事業運営が見込める。	
			B	(4)	・収入と支出のバランスが取れ、効率的な事業の執行が見込める。	
			C	基本 (3)	・収入と支出のバランスが取れている。 ・人件費・賃借料・事業費などの必要な経費を見込み、実現可能なものとなっている。	
			D	(2)	・収支が赤字になっている。 ・実現性が低い内容が示されている。	
			E	(1)	・実現性がない。	
<b>小計①</b>					<b>点</b>	

ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (3)	行動計画の策定や認定の有無(無の場合はB評価(0点)とする)→今回は該当様式なし	3	A	加点要素(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算)	
			A	加点要素(1)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている。(従業員301人未満のみ加算)	
			A	加点要素(1)	下記認定のいずれか1つを取得している。	
					よこはまグッドバランス賞の認定の取得	
					次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	
			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得			
				若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得		
<b>小計②</b> <b>点</b>						
<b>総合計(小計①+②)</b> <b>点</b>						

**【評価方法】**

- 1 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価とする。
- 2 配点が3点の場合は、A=1点、B=0点とする。  
配点が5点の場合は、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とする。  
配点が10点の場合は、A=10点、B=8点、C=6点、D=4点、E=2点とする。  
配点が15点の場合は、A=15点、B=12点、C=9点、D=6点、E=3点とする。  
配点が20点の場合は、A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点とする。
- 3 以下のどちらかに当てはまる場合は受託候補者とし**ない**。  
(1)総合点(ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く)が60%に満たない場合  
(2)評価委員すべてがE評価(ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く)とした項目があった場合

**法人への質問事項記入欄**